

目次

- I 育成する人材像と研究科の教学目標
- II 研究科を取り巻く情勢と 2024 年度の教学課題
- III カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況
- IV FD等の授業改善
- V 2025 年度入試
- VI 学習・進路就職支援
- VII 教育支援体制
- VIII 法務研究科の運営について
- IX 2024 年度研究業績

I 育成する人材像と研究科の教学目標

1. アドミッションポリシー

本研究科は、「私立京都法政学校」（1900 年創立）から始まる立命館建学の精神および教学理念に則り、豊かな人間性と国際的視野を持った法曹を養成し、社会の発展と文化の進展に寄与することを目的とする。

より具体的には、本研究科は、「地球市民法曹」の養成を教育目標として掲げている。「地球市民法曹」とは、第 1 に、グローバリゼーションの進展の下で市民の立場に立って地球的視点で活動できる法曹であり、第 2 に、法曹として様々な専門分野(国際取引、知的財産法、税制度、環境保護、刑事弁護、家事法務等)をもって活躍する法曹であり、第 3 に、鋭い人権感覚を有し公共性の担い手として活躍する法曹である。

2. 学力形成・進路就職目標

(1) 地球市民法曹養成のための特色あるプログラム

教学理念である地球市民法曹養成のために、本研究科は、第 1 にグローバルな視点の養成という点では、アメリカン大学からの派遣教員による「英米法基礎」の講義や、その協力の下にワシントン D. C. で実施している「外国法務演習 I (ワシントン・セミナー)」、シドニー大学と共同で開講している「現代法務特殊講義 (京都セミナー)」及び単位外となるが「東京セミナー」といった科目によって、その実現を図っている。

第 2 の法曹としての専門分野の能力開拓は、先端・展開科目の講義 4 単位と演習 4 単位をセットで履修できることとすることで、専門分野の知識を体系的に身につけ、さらに、実務的な応用力を付けることを図っている。

第 3 の鋭い人権感覚と公共性の担い手意識の養成は、とりわけ、「リーガルクリニック I・II」及び「エクスターンシップ」という臨床系科目の選択必修制によって現場の感覚を学ぶことで、その実現を図っている。リーガルクリニック I に関しては、舞鶴市と連携しての出張法律相談を実施し、また、同 II についても津市で法律相談を実施している。エクスターンシップの実習受入先確保については、京都・大阪・奈良の 3 弁護士会、民間企業及び地方自治体の法務部門との連携に努め、一定数の受け入れ先を確保している。

これらのプログラムは、本研究科における法曹養成教育の特色として、受験生、学生、社会にアピールしているとともに、2022 年度に実施された日弁連法務研究財団による認証評価にあたって A 評価と高く評価されている。

(2) 司法試験合格に向けた学力形成

本研究科は、司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、上述のような特色ある質の高い法曹を送り出していくことを目指している。法曹になるためには司法試験に合格しなければならない。2022年度司法試験については、最終合格者19名、全国平均合格率41.7%に対し本学の合格率は25.3%、2023年度司法試験については、最終合格者20名、全国平均45.4%に対し本学の合格率は18.2%となり、かつ、在学中受験をした15名のうち合格者は0名であったこれに対して、2024年度司法試験については、最終合格者29名、全国平均合格率34.8%に対し本学の合格率は21.9%となり、在学中受験をした32名のうち合格者は14名で、在学中受験者の合格率は、全国平均55.19%に対して46.88%で、一定の成果を上げることができた。今後も、教育内容・方法の一層の改善を進め、正課における知識定着や書く力の向上へ向けた取り組み、また修了後の継続的学習の環境形成・サポート体制を充実させていかなければならない。

II 研究科を取り巻く情勢と2024年度の教学課題

1. 社会的環境

全国の法科大学院の志願者数及び入学者数の減少を受けて、2019年度から、法科大学院の入学者選抜において、法学未修者又は社会人の割合を3割以上とする努力義務規定が撤廃された。また、2021年度からは、修了者の相当程度が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことおよび在学期間の短縮により法科大学院課程修了までに要する負担の縮減を図ることで、優秀な人材が法曹を志望することを狙った法曹コース制度が新たに導入された。本法科大学院も本学法学部との間で法曹養成連携協定を締結したうえで、文部科学大臣より認定を受け、設置が認められた（募集人員15名）。本制度に基づく特別選抜入試は2022年度（入学者）入試から実施され、同年の志願者および受験者数7名、合格者数5名、入学者は3名、2023年度は志願者数7名、合格者数6名、入学者は3名、2024年度は、志願者数15名、合格者数9名、入学者は3名と推移してきたが、2025年度は、志願者数22名、合格者数8名、入学者は7名となり、志願者数及び入学者数が大幅に増加した。また、かつてのネガティブキャンペーンの影響は年々低下し、法務人材が必要とされているという報道や、法曹コースの設置など法曹志望者にとって好意的な報道がなされるようになってきている。

以上の政策動向や報道を背景に、全国の法科大学院の延受験者は、2022年度から大幅な増加に転じ（10564名）、2023年度は12174人、2024年度は13513名と引き続き増加している。法科大学院に実際に入学した者の数は、2024年度において、2076名（うち法曹コース特別選抜による入学者数は305名）となっている（2016年が1857名、2017年が1704名、2018年が1621名、2019年が1862名、2020年が1711名、2021年が1724名、2022年が1968名、2023年度が1971名）。法学部・法科大学院5年一貫教育である法曹コース制度に合わせて、2023年度から法科大学院課程に在学する学生であっても、所定の単位を修得し、1年以内に修了見込みの者は司法試験が受験できるようになったことが、少なからず受験者数および入学者数の増加に影響を与えたように思われる。しかしながら、司法試験受験までの受験期間が短縮されることが法科大学院志願者数の安定的増加につながるのかは、今後の全国の志願動向も踏まえた分析が必要である。他方、司法試験の合格者数は、当初の目標が3000名であったところ、2008年度2065名、2009年度2043名、2010年度2074名、2011年度2063名、2012年度2102名、2013年度2049名と2000名以上を維持してきたが、2014年度1810名となって、初めて2000名を下回り、2015年度も1850名となった。さらに、2016年度1583名と大きく減少し、減少幅は鈍化しつつも、2017年度には1543名、2018年度は1525名、2019年度は1502名、2020年度は1450名、2021年度は1421名、2022年度は1403名と年々減少していたが、在学中受験初年度である2023年は合格者数が大幅に増加して1718人となった。2024年度は在学中受験者と修了者との重複がある程度解消されたため、合格者は1592名となった。いずれにせよ、依然として法科大学院は制度的に厳しい競争環境に置かれていることに変わりはない。

2. 学生実態

本法科大学院の2025年度入学者は83名であり、2024年度（78名）と比べて増加した。法学未修者数は20名、法学既修者の入学者数は63名であり、2024年度（未修者19名、既修者59名）とほぼ同比率である。また、法学既修者入学者のうち法曹コース特別選抜入試合格者は7名であった。入学者を出身大学別にみると、立命館大学からの入学者が最も大きく、34名であり、全入学者に占める立命館大学出身者の比率は41%であった（2024年度は46%）。なお、社会人（大学又は大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者）の入学者は18名であった。法学部以外の学部出身者は10名であった。

入学者の男女比率は、2025年度入学者は、既修は女性27名対男性36名であった。未修は女性12名対男性8名であった。入学者全体では、女性39名対男性44名である。

2024年度の休学者は14名、退学者は14名、除籍者4名（事由は学費未納1名、死亡1名、同一学年2回進級留保2名）であった。なお、休学理由は、病気、経済的理由、家庭の事情などであるが、これらの要因が複合的に重なっているケースが少なくない。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者もあり、法科大学院の学修が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。回生進行保留（原級留置）者は15名（既修7名、未修8名のうち除籍者3名を含む）であった。

3. 教育体制

本法科大学院の2024年度の専任教員総数は20名である。客観的には、本法科大学院の収容定員に必要な教員数を充足し、また、実務家教員も必要数在籍しており、教育については適切な教員を確保しているといえるが、決して十分であるとはいえない。計画的な人事により、継続的な教員確保を行い、また、教員の教育に必要な能力の適切な評価を継続する必要がある。

Ⅲ カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

1. カリキュラムの実施状況

(1) 法律基本科目

① L1科目

L1における基礎的な学修の確保を図る観点から、段階的学習にも配慮しつつ、法律基本科目を春学期と秋学期に手厚くかつバランスよく配置している。現在、春学期に、憲法A（3単位）、民法Ⅰ（4単位・契約法Ⅰ）、民法Ⅱ（2単位・不法行為）、刑法A（4単位）、商法Ⅰ（2単位）を配置し、秋学期に、憲法B（1単位）、民法Ⅲ（2単位・担保法）、民法Ⅳ（2単位・契約法Ⅱ）、民法Ⅴ（2単位・家族法）、刑法B（2単位）、商法Ⅱ（2単位）、商法Ⅲ（2単位）を配置している。

② L2・S1科目

演習については、L2・S1の混合クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。

③ 必修講義科目や演習はクラス指定制であるが、クラス変更を希望する院生が一定数存在する。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス運営上の支障を生じない範囲内でクラス変更を認めている。

(2) 実務基礎科目

① 民事訴訟法実務の基礎、刑事訴訟法実務の基礎

2020年度から「要件事実と事実認定」を「民事訴訟実務の基礎」と改称して、S1L2秋学期に開講している。同科目は派遣裁判官が担当している。また、「刑事訴訟実務の基礎」を新設して同様に開講している。同科目は、派遣検察官ら実務家教員が担当している。いずれも必修科目である。

② 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数で担当しているが、このチームティーチングの実質化に引き続き取り組んでいる。部門ごとに教材作成や教授方法、テーマ選択などについて検討されている。このような入念な検討が行われることを通じて、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営のあり方が具体化されている。なお、2020年度カリキュラムからは、「公法実務総合演習」「民事法実務総合演習」「刑事法実務総合演習」のうち1科目を選択必修としている。

③ 実習科目

リーガルクリニックⅠ（法律相談）、リーガルクリニックⅡ（女性と人権）、エクスターンシップの3科目のうち1科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である。2024年度の受講生は、リーガルクリニックⅠが24名、リーガルクリニックⅡが8名、エクスターンシップが18名（春学期4名、夏学期14名）であった。クリニックについては、多数の相談者に対応し、大いに社会貢献を果たした。なお、事前説明会と申し込みによる選抜、マネー&守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出、報告会、事後指導のスタイルは完全に定着している。

④ リーガルリサーチ&ライティング

必修科目として未修者、既修者ともに各々の1年目に配置している。

(3) 基礎法学・隣接科目及び先端展開科目

① 科目展開

科目の配置、先端・展開科目の開設科目は適切であり、学生の選択にも十分に配慮されていると評価できる。基礎法学・隣接科目及び先端展開科目では、問題関心に沿って選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると評価することができる。

また、先端展開科目については、2016年度以降、市民生活密着型法曹、知的財産法務・税法務型法曹、ビジネス・企業法務型法曹、公共法務・環境法務型法曹、国際法務型法曹、刑事法務型法曹の6つの履修モデルを用意し、受講生が目指すそれぞれの法曹像にあわせて履修するように指導している。

② 特色ある科目

a) アメリカン大学との協定に基づき実施しているワシントンセミナー（外国法務演習Ⅰ）は、8月に同大学を訪問して英語で授業を受けるとともに各種施設を訪問する夏期集中科目である。2020年度及び21年度は新型コロナウイルスの関係で海外渡航が制限されたためにやむを得ず不開講としたが、2022年度から開講を再開した。2024年度は5名の受講生（法務研究科4名、法学研究科1名）が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

b) シドニー大学との協定に基づき実施している京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2月にシドニー大学生をはじめとする多数の豪州学生を本学キャンパスに迎え入れて、英語で日本法を学ぶ春期集中科目である。2020年度及び21年度は新型コロナウイルスの関係で豪州受講生の参加が不可能となったためにやむを得ず不開講としたが、2022年度から開講を再開した。2024年度は、55名の受講生（本学学生21名、豪州学生等34名）が参加した。次年度以降も開講し、引き続き受講生を確保する努力を継続する。

c) そのほかの現代法務特殊講義としては、「複雑民事訴訟」を開講した。

d) 応用人間科学研究科と共同開講している「司法臨床研究」については、リーガルクリニックⅡの受講生を中心に履修指導を行った。

(4) 特定の科目の前倒し受講

2022年度より、司法試験の在学中受験へのニーズに応えるため、以下の通り特定の科目の前倒し受講を認める体制を整えている。法曹コース特別選抜入学者は、既修2年次春学期の必修科目である行政法演習Ⅱ・民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について、既修1年次に受講することができる体制を整えている。また、民事訴訟法、刑事訴訟法の履修免除試験に合格した既修者

コースの入学者についても、民事訴訟法演習Ⅱ・刑事訴訟法演習について既修1年次に受講することができる。具体的には、行政法演習Ⅰ・Ⅱは、既修1年次春学期に行政法演習Ⅰ(H)を受講し、既修1年次秋学期に行政法演習Ⅱ(H)を受講することを原則とする。民事訴訟法演習Ⅰ・Ⅱは、既修1年次春学期に民事訴訟法演習Ⅱを受講し、既修1年次秋学期に民事訴訟法演習Ⅰを受講することとなり、刑事訴訟法演習は既修1年次秋学期に刑事訴訟法演習(33)を、刑事訴訟法Ⅱと同時受講することとなる。2024年度の実績は、行政法演習Ⅰ(0名)、行政法演習Ⅱ(0名)、民事訴訟法演習Ⅱ(3名)、刑事訴訟法演習(8名)であった。

(5) 定期試験

法律基本科目の講義科目および演習科目ならびに、実務基礎科目のうち実務総合演習については、すべて定期試験科目として執行している。また、受講生の学修時間を確保するために、最終講義日から定期試験まで一定の間隔(いわゆるリーディングピリオド)をおくように配慮している。

(6) 成績評価

① 成績評価については、2012年3月27日の教授会において、同一科目複数担当の科目につき、クラス間のバラツキが生じないように、科目担当者会議を行い、成績評価基準の統一を図ること、単独で担当の科目についても厳格かつ適正な成績評価を行うこと、試験講評は、到達目標との関係がわかるように書くこと、出席していることだけで、平常点を付与することはしないこと等を改めて決議した。この内容は毎年確認されている。また、2014年度には、成績評価の客観化を一層徹底するために、科目の特性に応じて、先端展開科目を除く同一科目複数担当科目について、クラス間での成績分布に極端な偏りが生じないようにする旨、成績評価ガイドラインを改訂した。

② 成績評価は、科目目標や「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」に照らして作成された試験問題を踏まえて、評価を行っている。これにより、個々の学生が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を修得したかを評価できる基準となっている。

③ さらに2013年の教授会で「法律基本科目と実務基礎科目においては、学生の応答や出欠による平常点評価の割合が全成績評価のうち2割を超えないものとする」との統一的な基準につき決議を行い、この決議に従った運用を実施している。

(7) 疑義照会・異議申立て

2024年度春学期の疑義照会は15件、異議申し立て1件であった。2024年度秋学期の疑義照会は25件、異議申し立ては6件であった。2005年度後期(現秋学期)からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

2. カリキュラム改革の概要・進捗

法科大学院の環境変化及び2017年度の認証評価を受けて、教務委員会でのカリキュラム改革の議論を経て、研究科として、カリキュラム改革を決定した(2018年7月10日教授会)。具体的には、実務総合演習の選択必修化、実務基礎科目の改革、科目属性の変更、展開・先端科目における受講者数の少ない科目の廃止、系統履修をより実質化するための履修セメスターの変更である。また、2020年度カリキュラムの円滑な実施に備えて、クラス数の決定、実務総合演習のグレード制の廃止などの決定等を行った。

2020年度入学者より新カリキュラムの適用が始まり、円滑に移行されている。2021年度開講科目をもって2020年度カリキュラムは完成したが、経過措置の一部が継続中である。

IV F D等の授業改善

2024年度F D委員会は、専門分野ごと、および理論と実務の架橋を図る法科大学院の教育理

念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系の各科目担当教員から、春学期5名、秋学期6名で構成した。FD委員会は、夏期休暇を除いて合計15回開催し、FD活動の方針作成と実施を進めた。

授業改善に向けたFD活動の概要は、以下の通りである。

1. 授業改善アンケート

(1) 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告し、その結果を授業改善に反映させるようにしている。今期も同様に実施した。

(2) 2024年度春学期第1回授業アンケート

第6週5月14日(火)～20日(月)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ1246名中1195名(91.2%)であった。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」31.0%、「満足」58.5%となっており、高い評価を得ている。自由記述欄にも、37.4%に記載が見られた。

(3) 2024年度春学期第2回授業アンケート

第14週・第15週の7月3日(水)～23日(火)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ1246名中1113名(89.3%)であった。自由記述欄には、28.8%に記述がみられた。到達目標の達成度は、「非常に達成していた」40.8%、「ある程度達成していた」54.7%となっており、高い評価を得ている。

(4) 2024年度秋学期第1回授業アンケート

第6週10月31日(木)～11月6日(水)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ1153名中1044名(90.5%)であった。自由記述欄にも、38.0%に記述がみられた。全科目の延べの満足度は、「非常に満足」31.4%、「満足」63.4%と高い評価を得ている。

(5) 2024年度秋学期第2回授業アンケート

第14・15週1月6日(月)～17日(金)に実施した。実施方式は、授業時間内にアンケート用紙を配布し、回収する方式で実施した。回収率は延べ1133名中1018名(89.8%)であった。自由記述欄にも、36.7%に記述が見られた。到達目標の達成度は、「非常に達成していた」40.1%、「ある程度達成していた」56.5%となっており、高い評価を得ている。

2. FDフォーラム

例年どおり、FD活動の改善課題をテーマにして、FDフォーラムを開催した。2024年度は、2回のFDフォーラムを開催した。

当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子は録画のうえ保存し、希望者が閲覧できるようにした。

(1) 第1回FDフォーラム

2024年7月9日(火) 14:30～15:44 205教室 出席者12名

テーマ 「現行カリキュラムの使いやすいところ、使いにくいところ」

報告者

趣旨説明 瀧野 貴生 教授・FD委員長

倉田 玲 教授 (憲法)

大下 英希 教授 (刑法)

中山 布紗 教授 (民法)
和田 吉弘 教授 (民事訴訟法)
渕野 貴生 教授 (刑事訴訟法)
湊 二郎 教授 (行政法)

2024年度の第1回FDフォーラムでは、「現行カリキュラムの使いやすいところ、使いにくいところ」をテーマとして取り上げた。司法試験在学中受験2年目を迎え、本学法科大学院においても、在学中受験予定者が1年目に比べて大幅に増加し、今後は、在学中受験が主流になりそうな状況となっている。しかし、在学中受験資格を得るためには、その要件として、既修1年次・未修2年次において、法律基本科目基礎科目30単位以上、法律基本科目応用科目18単位以上、司法試験選択科目4単位以上を修得している必要であり、とりわけ履修免除を得ている既修入学者および法曹コース修了入学者以外の一般既修入学者について、現行カリキュラムには、年間履修単位上限に抵触して、司法試験受験にとって重要な法律基本科目の選択科目が在学中受験前に履修できないという問題がある。そこで、現行カリキュラムの利点および教学上の課題を洗い出し、諸課題に対してどのように対応していくべきかについて、教員間で意見交換をすることとした。

各法分野からの現行カリキュラムに対する報告に対して、実務基礎科目として、既修2年次・未修3年次秋学期に配置することを検討してはどうか、既修2年次・未修3年次春学期に配置されている法律基本科目の必修科目については、司法試験直前期に欠席者が多くなる傾向があり、セミクォータ制的運用をするなどして6月までに授業を終わらせるべきか、などの意見が出された。他方で、在学中受験前に法律基本科目を集中させると、負担が過多となり、学習効果の面でマイナスに働く危険があり、既修2年次・未修3年次秋学期における法律基本科目の履修が手薄になることで、修了後1回目の司法試験受験にとっても逆効果になる可能性が指摘された。本フォーラムを通じて、司法試験在学中受験に対する動向を見据えながら、カリキュラムを見直す必要があるかどうかを見極め、是々非々で対応していく必要性および今後の検討課題が共有された。

(2) 第2回FDフォーラム

2024年12月17日(火) 15:30-16:30 204教室 出席者14名

テーマ 「法曹コース修了入学者の学修状況および学修到達度について」

報告者 趣旨説明 渕野 貴生 教授・FD委員長

2024年度の第2回FDフォーラムでは、「法曹コース修了入学者の学修状況および学修到達度について」をテーマとして取り上げた。法科大学院においては、法学部法曹コース修了者の入学受け入れを2022年度から開始し、2022年度入学者のうち、標準修了年限に従った者は、2023年度末に法科大学院を修了した。さらに、法科大学院における履修と並行して、司法試験在学中受験も実施されており、2023年度入学者のなかにも、司法試験を受験した者が複数存在する。2024年度司法試験については、既に2024年11月に最終結果が出されていることから、法科大学院における正課の成績と司法試験の可否との相関関係なども分析可能となっている。以上の通り、ある程度、分析可能なデータが揃いつつある状況が存する一方で、本学法科大学院における法科大学院公的支援見直し・機能強化構想でも、法曹コース修了者の学力向上の実質化を目指す取組が、重点項目として掲げられていることから、法曹コース修了入学者の学修状況および学修到達度について、現状を正確に把握し、入学者に対する個別の学修指導やカリキュラム改革(クラス別編成など)の要否に関する議論の素地を整えることが喫緊の課題になっている。そこで、法曹コース修了入学者の学修状況および学修到達度について、いくつかの視点から分析を試み、今後、教育上、取り組むべき課題について教員間で意見交換した。

まず、FD委員長の渕野貴生教授から、以下の諸点が明らかにされた。第一に、司法試験可否と法科大学院における正課の成績との間には一定の相関関係があること、他方で、在学中受験不

受験者の平均累積 GPA は、法科大学院生全体の平均累積 GPA の中上位に位置しており、法科大学院での成績が中上位に位置していても、法科大学院修了後に司法試験を受験する学習計画を立てている者もいることが明らかになった。第二に、司法試験合格者とエクステンションの積極的利用度との間にも相関関係が見られた。第三に、法曹コース修了入学者と一般既修入学者の法科大学院入学後の平均累積 GPA を比較すると、法曹コース修了入学者のほうが、一般既修入学者に比べて、約 0.1~0.3 ポイント、平均累積 GPA 平均が高いことが明らかになった。第四に、司法試験合格者の法学部卒業時の累積 GPA は、司法試験不合格者及び不受験者よりも、約 0.2 ポイント高いことが分かった。すなわち、法学部法曹コースの成績上位者は、法科大学院入学後も成績上位を保ったうえで、司法試験に合格する傾向があるといえる。

以上の報告を受け、立命館大学以外の法学部の法曹コースを修了して立命館大学法科大学院に進学した者については、学部時代の成績を把握できないことが、例えばコース制の選抜をする際に、選抜資料の不足を生じさせるおそれがあるのではないかと、という指摘がなされた。次に、法学部法曹コースでの教育に関して、法曹コース修了者であっても、基礎知識が足りないという印象をもつ者が見られるので、法学部法曹コースでの教育として、基礎知識の定着に一層力を入れる必要があるのではないかとといった意見や、司法試験が 7 月に移行したことで、4 月から 6 月頃が、司法試験の直前の準備期に当たり、学習指導のニーズが最も高くなっている一方で、同時期は、法学部生も法科大学院入試の直前期に当たり、法学部法曹コース在籍者の学習指導ニーズも高まっているため、学習指導を求められる時期が集中して、その時期の教員側の負担が増しているなどの意見が出された。さらに、法科大学院入学後の個別指導やグレード制との関係では、現在の学生定員のもとでグレード制を導入すると、中間層が分断されることになり、引き上げ効果が薄れてしまうという意見や、オーダーメイドの個別指導というのは難しくても、一定の履修モデル的なものを示してあげることには意味があるのではないかと指摘がなされた。また、法曹コース出身者に対する個別指導をするためには、授業を担当する個々の教員が、どの受講生が法曹コース出身者かを把握しておく必要があり、把握する方法として、クラス個人面談の際の質問項目に加えておくという方法があり得るが、クラス個人面談表は回収資料になっていて常時確認できないという問題があるという意見と同時に、個人情報保護の観点も重要なので、簡単に解決できないという指摘もなされた。

本フォーラムにおける報告と質疑応答・意見交換を通じて、法曹コース修了入学者に対しては、法学部法曹コースでの教育の在り方も見据えながら、入学者の履修動向や、司法試験在学中受験動向をできる限り詳細かつ正確に把握し、カリキュラム改革の要否や個別指導の在り方に活かしていく必要があることおよび、今後の検討課題が共有された。

3. 授業参観

2024 年度春学期については、5 月末から 6 月末に、FD 委員に加え 2024 年度着任の新任教員 2 名によって、春学期開講の法律基本科目の演習科目（再履修科目を除く）を対象に授業参観を実施した。2024 年度秋学期については、11 月下旬から 12 月上旬に、FD 委員が中心となって、秋学期開講の法律基本科目（再履修科目を除く）、2024 年度着任の新任教員担当科目を対象に授業参観を実施した。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成し、当該報告書のコピーは授業担当者（兼担教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD 委員会でもその内容を検討し、教授会で報告している。また、兼担教員・非常勤教員については、FD 委員長または事務室を通じて、FD 活動に関する意見を提出することができるものとしている。

4. FD 懇談会

FD 懇談会は、法科大学院の授業に協力いただいている兼担教員・非常勤教員・授業担当教員と FD 委員会担当教員とで、FD 活動の到達点と課題を共有し意見交換を行うものである。従来、各年奇数年に開催してきたが、2022 年度から毎年・毎学期の実施に変更した。

春学期の FD 懇談会は、2024 年 7 月 2 日（火）13:00~14:15 に ZOOM で実施し、出席者は 15

名であった。主として、①在学中受験による受講科目選択の変化、②在学中受験に対するカリキュラム改革等の要否、③受講者数の増加による授業運営への影響、④司法試験 CBT 化に対する対応の 4 点について意見交換を行った。

秋学期のFD懇談会は、2025年1月7日(火)16:25~17:22にZOOMで実施し、出席者は11名であった。①授業を担当するに際して、法曹コース出身などの個々の受講生の属性を予め把握することの要否、②司法試験在学中受験に対する学生の動向、③司法試験在学中受験合格者の最終セメスターにおける正課授業への取組状況、④司法試験 CBT 化に対する対応、⑤未修者教育の充実の方法未修者教育の在り方の 5 点に重点が置かれ、意見交換を行った。

5. その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFD活動の概要を紹介するニューズレターを年に1回発行し、立命館大学法科大学院HPに掲載している。2024年度は2025年3月31日に通巻第19号を発行した。

V 2025年度入試

法務研究科(法科大学院)は、2025年4月入学の学生を受け入れるために、過年度よりウェブサイト(<https://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/introduce/>)の「概要—本学の目指す法曹要請」ページにも「本学のめざす法曹養成(教育目標)」という標題の研究科長名の簡にして要を得た文面のほか、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)や学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)とともに掲げている入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、その要旨を忠実に反映する入試の方針を定めていた。2025年度入学試験要項や2025年度5年一貫型教育選抜入学試験要項の表紙の裏面にも、それぞれの冒頭に明記されるべき重要な事項として本学の目指す法曹養成(教育目標および人材育成目的)とともに3つのポリシーが掲げられており、そのうち入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)とは標題のみが微妙に異なるアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉の文面は、次の3つの段落により構成されている。

立命館大学法科大学院は、豊かな人間性と国際的視野をもって活躍する地球市民法曹の養成をめざします。そのために、1学年に法学未修者を20名程度、法学既修者を50名程度受け入れます。優秀な法学既修者を多く受け入れることによって、法学未修者にも学習面でよい刺激を与えることを期待しています。

入学者像を考えるにあたり、国際競争力を高める上で必要な法曹の育成を視野に入れ、法的紛争の国際化に対応できる人材を養成するため、英語等外国語能力に秀でた学生が入学できるように努めています。さらに、複雑化する現代社会に対応できる法曹を輩出するには、多様な背景を持った社会人や法学部以外の学部出身者の入学も重要です。社会人と非法学部出身者を合わせて、毎年入学定員の3割程度は受け入れたいと考えています。

最後に何よりも大事なものは、法曹への意欲と使命感にあふれる人材に入学してもらうことです。立命館大学法科大学院の入学試験においては、これらの点を重視します。

教授会において議決された2025年度入試の総括には、全国の法科大学院入学志願者数や司法試験合格者数の推移のほか、とりわけ法曹コースの導入を背景とする状況の分析に基づき、2025年度入学試験要項や2025年度5年一貫型教育選抜入学試験要項に明記されている狭義の入試実施方針や入試日程についてはばかりでなく、募集広報方針(入学者確保戦略)についても課題が確認されている。出願者数や受験者数が回復傾向にあることに対応しては、本学独自の給付型の奨励奨学金を引き続き活用するなどして、志願者のうち受験者に占める合格者の割合(競争倍率)が2.0倍以上に回復していたのを維持しながら、合格者に占める入学(手続)者の割合(歩留率)の維持と向上を目指すべきことが記載されている。入試広報については、個別の説明会を充実さ

せるとともに、とりわけコロナ禍を契機にして多方面に定着したオンライン開催の説明会の利点を積極的に活用することが、基本的な方針として記載されている。

1. 2025 年度入試の実施状況と評価

2025 年度入試は入学試験要項に記載のとおり、前期日程と中期日程と後期日程の筆記試験（2024 年 8 月 3・4 日、9 月 14・15 日、2025 年 2 月 1・2 日）と面接試験（2024 年 8 月 3 日、9 月 14 日、2023 年 2 月 1 日）を実施したほか、2025 年度 5 年一貫型教育選抜入学試験要項の記載に基づく面接試験（2024 年 9 月 22 日）を実施した。

また、これらの出願者を多く得るために、これまた既定の募集広報方針に準拠して、過年度と同様に広報活動を展開した。合格者に占める入学（手続）者の割合（歩留率）の維持と向上のほか、前途有望の新入生の入学準備を効果的に促進するための合格者ガイダンスや入学前プログラムなども恒例の企画として実施した。

① 2025 年度 4 月入学入試の実施状況

法学未修者を受け入れるための A 方式と C 特別方式については、小論文（120 分間、300 点）の筆記試験を、法学既修者を受け入れるための B 方式と D 特別方式と E 特別方式については、憲法（60 分間、100 点）、民法（80 分間、120 点）、商法（60 分間、100 点）、刑法（60 分間、100 点）の 4 科目の筆記試験を、それぞれ実施した。各科目の出題と採点は、それぞれに複数の教員が共同担当した。特別方式の面接試験（20 分間程度）は、各 2 名の教員の共同担当により、5 年一貫型教育選抜入学試験の面接試験（25 分間程度）は、各 3 名の教員の共同担当により、それぞれ実施した。また、法学既修者試験の合格者が受験することのできる民事訴訟法と刑事訴訟法の履修免除試験（2025 年 3 月 2 日、120 分間、各 100 点）を実施した。

（参考）2025 年 4 月入学入試の実施日程

	前期日程	備考
出願期間	2024 年 7 月 2 日（火）～7 月 23 日（火）	
実施選考	8 月 3 日（土） 筆記試験：A 方式、C 特別方式 面接試験：C 特別方式、D 特別方式 8 月 4 日（日） 筆記試験：B 方式・D 特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP 大阪） ※ 特別方式は京都のみ
合格発表	8 月 22 日（木）	
1 次手続	2024 年 8 月 22 日（木）～9 月 5 日（木）	
2 次手続	2025 年 2 月 27 日（木）～3 月 13 日（木）	

	中期日程	備考
出願期間	2024 年 8 月 15 日（木）～9 月 3 日（火）	
実施選考	9 月 14 日（土） 筆記試験：A 方式、C 特別方式 面接試験：C 特別方式、D 特別方式、E 特別方式 9 月 15 日（日） 筆記試験：B 方式、D 特別方式、E 特別方式	試験会場 京都（朱雀キャンパス） 大阪（AP 大阪） 特別入試は京都のみ
合格発表	10 月 3 日（木）	
1 次手続	2024 年 10 月 3 日（木）～10 月 17 日（木）	
2 次手続	2025 年 2 月 27 日（木）～3 月 13 日（木）	

	後期日程	備考
出願期間	2025年1月7日(火)～1月21日(火)	
実施選考	2月1日(土) 筆記試験：A方式、C特別方式 面接試験：C特別方式、D特別方式、E特別方式 2月2日(日) 筆記試験：B方式、D特別方式、E特別方式	試験会場 京都(朱雀キャンパス) 特別方式は京都のみ
合格発表	2月20日(木)	
1次手続	第2次手続と一括	
2次手続	2025年2月27日(木)～3月13日(木)	

	5年一貫型教育選抜	備考
出願期間	2024年8月15日(木)～9月10日(火)	
実施選考	9月22日(日) 面接試験	試験会場 京都(朱雀キャンパス)
合格発表	10月10日(木)	
1次手続	2024年10月10日(木)～10月24日(木)	
2次手続	2025年2月27日(木)～3月13日(木)	

	履修免除試験	備考
出願期間	2025年1月27日(月)～2月26日(水)	
実施選考	3月2日(日) 筆記試験(民事訴訟法、刑事訴訟法)	試験会場 京都(朱雀キャンパス)
結果発表	3月6日(木)	

(参考) 2025年4月入学入試の実施結果

	方式	試験会場	志願者数	受験者数	合格者数	1次手続者数	入学者数	競争倍率	歩留率
前期日程	A方式	京都	22	21	8	6	4	2.63	50.0%
		大阪	19	18	6	4	1	3.00	16.7%
		合計	41	39	14	10	5	2.79	35.7%
	B方式	京都	101	93	35	30	10	2.66	28.6%
		大阪	74	69	22	12	4	3.14	18.2%
		合計	175	162	57	42	14	2.84	24.6%
	C特別方式	京都	4	3	1	1	1	3.00	100.0%
	D特別方式	京都	0	0	0	0	0		
	未修者コース合計		45	42	15	11	6	2.80	40.0%
既修者コース合計		175	162	57	42	14	2.84	24.6%	
	総計		220	204	72	53	20	2.83	27.8%
日程 中期	A方式	京都	27	26	10	6	6	2.60	60.0%
		大阪	27	24	4	4	2	6.00	50.0%

		合計	54	50	14	10	8	3.57	57.1%
	B方式	京都	90	82	35	29	16	2.34	45.7%
		大阪	71	58	13	7	3	4.46	23.1%
		合計	161	140	48	36	19	2.92	39.6%
	C特別方式	京都	6	5	2	1	1	2.50	50.0%
	D特別方式	京都	6	5	2	2	1	2.50	50.0%
	E特別方式	京都	5	5	2	2	1	2.50	50.0%
	未修者コース合計		60	55	16	11	9	3.44	56.3%
	既修者コース合計		172	150	52	40	21	2.88	40.4%
	総計		232	205	68	51	30	3.01	44.1%
後期日程	A方式	京都	56	53	6		4	8.83	66.7%
	B方式	京都	142	118	23		18	5.13	78.3%
	C特別方式	京都	16	15	2		1	7.50	50.0%
	D特別方式	京都	16	14	5		3	2.80	60.0%
	E特別方式	京都	5	5	0		0	-	0.0%
	未修者コース合計		72	68	8		5	8.50	62.5%
	既修者コース合計		163	137	28		21	4.89	75.0%
	総計		235	205	36		26	5.69	72.2%
年間	A方式	京都	105	100	24	12	14	4.17	58.3%
		大阪	46	42	10	8	3	4.20	30.0%
		合計	151	142	34	20	17	4.18	50.0%
	B方式	京都	333	293	93	59	44	3.15	47.3%
		大阪	145	127	35	19	7	3.63	20.0%
		合計	478	420	128	78	51	3.28	39.8%
	C特別方式	京都	26	23	5	2	3	4.60	60.0%
	D特別方式	京都	22	19	7	2	4	2.71	57.1%
	E特別方式	京都	10	10	2	2	1	5.00	50.0%
	5年一貫型	京都	22	22	8	8	7	2.75	87.5%
	未修者コース合計		177	165	39	22	20	4.23	51.3%
	既修者コース合計		532	471	145	90	63	3.25	43.4%
	総計		709	636	184	112	83	3.46	45.1%

(参考) 履修免除試験の実施結果

入試方式	B方式	D特別方式	E特別方式	合計
①入学者数	51	4	1	56
②申込者数	44	5	1	50
③受験者数	42	5	1	48

④合格者数 (単位認定)	民事訴訟法	5	3	0	8
	刑事訴訟法	9	2	0	11

(参考) 2025年4月入学入試～2022年4月入学入試の実施結果の概況比較

年度	日程	志願者数			合格者数			入学者数		
		未修	既修	合計	未修	既修	合計	未修	既修	合計
2025 年度	前期日程	45	175	220	15	57	72	20	63	83
	中期日程	60	172	232	16	52	68			
	後期日程	72	163	235	8	28	36			
	5年一貫型	—	22	22	—	8	8			
	合計	177	532	709	39	154	184			
2024 年度	前期日程	43	139	182	18	59	77	19	59	78
	中期日程	48	149	197	16	57	73			
	後期日程	46	133	179	12	33	45			
	5年一貫型	—	15	15	—	9	9			
	合計	137	436	573	46	158	204			
2023 年度	前期日程	44	106	150	17	49	66	24	50	74
	中期日程	38	84	122	17	37	54			
	後期日程	32	93	125	13	43	56			
	5年一貫型	—	7	7	—	6	6			
	合計	114	290	404	47	135	182			

入学者 83 名を確保することにより入学定員 70 名を充足することができた 2025 年 4 月入学入試は、2024 年 4 月入学入試と 2023 年 4 月入学入試に引き続き、競争倍率 2.0 倍以上を確保することができた。競争倍率の計算に含まれない 5 年一貫型教育選抜入学試験を除くと、年間を通じては前年度の約 2.58 倍から約 3.46 倍となった。

法学未修者については募集人数 20 名に対して 20 名の入学者を、法学既修者については募集人数 50 名に対して 63 名の入学者を確保することができた。要因にはさまざまなものがあるが、2025 年度の新入生に対するアンケートの集計結果によれば（法務研究科の新入生 83 名のうち 61 名が回答）、進学決定要因の第 1 位として、「自習室（キャレル）・図書館などの設備・

学習環境」が 36 名に選ばれ第 1 位となっており、これに次ぐ第 2 位として「奨学金などの経済的サポート」が 30 名に選ばれている。以降、第 3 位「キャンパスの立地」19 名、第 4 位「大学の知名度」17 名、第 5 位「教員の知名度・教員構成など」「司法試験合格率」「司法試験 CBT 化への対応」が 11 名となっている。また、「志望法科大学院の受験を決めるときに重視していたこと」という問いに対しては、29 名に選ばれている「学習サポート体制」が第 1 位となり、「司法試験合格率」が 26 名に選ばれ第 2 位、199 名に選ばれている「経済的サポート」と「カリキュラム」が第 3 位となっている。以降、「司法試験合格者数」や「卒業生の進路」が 14 名に選ばれている。他大学の法科大学院と併願していたという 46 名（他大学の法科大学院 1 校と併願 14 名+2 校と併願 18 名+3 校と併願 6 名+4 校以上と併願 8 名）のうち 26 名が他大学の法科大学院を第 1 志望としてしていながら、本学に入学しており、第 1 志望校にも合格していたのかは判然としないが、アンケートの集計結果の全般からは、学習環境や学習サポート体制、奨励奨学金が本学の法科大学院の競争力を担保していることが推察される。

2025年4月の新入生83名（法学未修者20名＋法学既修者63名）のうち34名（法学未修者3名＋法学既修者31名）が立命館大学出身者であり、その大多数が法学部の卒業生である。

学出身者が各4名であり、関西学院大学、大阪経済法科大学出身者が3名であることに加えて、京都大学出身者が5名（前年度1名）であったことは大きな変化と捉えることができる。前記の立命館大学出身者の34名も除いた残り26名が実に全24大学の各21名の出身者である。2025年度の新入生をコース別に分類してみると、法学既修者コースの新入生に5名の京都大学出身者、4名の京都産業大学出身者が、法学未修者コースの新入生に京都女子大学出身者が4名含まれているのを除いて、他大学出身者が各2～1名にとどまっており、広く薄く分布する傾向が続いていることは明らかである。

5年一貫型教育選抜入学試験は、募集人数15名（法学既修者50名の内数）に対して22名が応募し、合格者8名に対して入学者7名という結果になった。

② 入試広報の実施状況

2025年4月入学入試のための募集広報方針（入学者確保戦略）は、過年度より引き継がれてきた軸に沿い、概ね前年度と同様に進められた。過年度より年度当初の入学政策委員会と教授会において確認されてきた内容と方法の要点は、次のとおりである。

【重点ポイント（内容）】

- ・ 5年一貫型特別選抜入試の周知
- ・ 他大学法曹コース生を対象としたE特別方式の入試回数増について周知
- ・ 充実した教育内容、奨学金、エクテン講座、キャリア支援
- ・ 法曹業界の求人状況、収入など、魅力を正確に伝える
- ・ 予備試験のリアルな現実をきちんと伝え、法科大学院との併願を推奨

【重点ポイント（方法）】

- ・ 対面の企画が多く実施できないことから入試資料配架先を増やす（本学志望者が多い大学を中心に広報する）
- ・ WEBミーティング方式と対面方式を利用し、参加方式について希望を募る形式での企画を実施する
- ・ 法学部と連携し、本学法学部法曹コース生を中心に学内広報の企画を新設する
- ・ ホームページの整備を行い正確な情報を発信するとともに、他大学と比較し見やすくする（社会人率の追加掲載含む）

法務研究科独自の恒例企画のうち、年度最初の説明会（2024年6月8日（土）13:00～14:30）には29名の参加があった。小論文、憲法、民法、商法、刑法の全科目についてウェブサイト公表されている過年度の出題を例に挙げながら、それぞれの形式などを案内した入試問題説明会（6月15日（日）13:00～15:30）には、43名の参加があった。朱雀キャンパス中川会館の教学施設（2階の自習室や法廷教室などの教室のほか、地階のリサーチライブラリなど）を案内するキャンパス見学会（6月30日（日）AM/PM各1回）には計23名の参加があった。前期日程の全科目の出題について案内することにより中期日程への出願を促進した入試問題解説会&説明会（8月24日（土）13:00～15:00）には24名の参加があった。キャンパス見学会のほかは、Zoomミーティングによるオンライン開催とした。

全学の大学院進学説明会も、すべてZoomミーティングによるオンライン開催であったが、春学期の全4回（2024年5月11日（土）10:30～11:30、5月20日（月）18:00～19:00、5月31日（金）18:00～19:00、6月9日（日）10:30～11:30）には、それぞれ9名、2名、3名、0名の参加があった。秋学期の全4回のうち法務研究科が参加した3回（2024年11月8日（金）18:00～19:00、11月24日（日）10:00～11:00、12月2日（月）18:00～19:00）には

それぞれ5名、4名、4名の参加があった。

立命館大学法学部の法曹進路プログラム(法曹コース)の説明会に春学期と秋学期に各1回、衣笠キャンパス存心館の教室に出向いた。法科大学院のカリキュラムや立命館大学法科大学院の特色などのほか、5年一貫型教育選抜入学試験の制度設計なども案内した4回生・3回生早期卒業候補者向け説明会(2024年6月19日(水)18:00~19:00)には40名の参加があった。1回生向け説明会(2024年11月20日(水)15:00~16:00)には109名の参加があった。

学外開催の説明会としては、オンライン開催の法科大学院キャラバン(2024年4月20日(土)13:30~17:30)の仮想ブースとして設置された個別の説明会に12名の参加があった。読売新聞社の法科大学院説明会(2024年6月22日(土)13:30~17:00、TKPガーデンシティ御茶ノ水)にも前年度と同様に出向きブースにおける個別相談に9名の来訪を得た。朝日新聞社の法科大学院説明会(2023年6月22日(土)12:30~16:30)には、読売新聞社の法科大学院説明会と日程が完全に重複していたことから、前年度に引き続き資料を送付するのにとどまった。

他大学の法学部生などに対する個別または合同の説明会としては、前年度に引き続き、近畿大学(2024年5月30日(水)12:20~13:10)、京都女子大学(2024年5月18日(土)15:00~16:00)、香川大学(2024年6月19日(水)12:30~13:30)のZoomミーティングによるオンライン説明会があり、名30、8名、6名の参加があった。

個別にオンライン開催した松山大学の説明会(2024年6月25日(金)18:00~19:00)には、法学未修者コース1年次(当時)の2名の学生に、松山大学法学部卒業生として特別に朱雀キャンパス中川会館の教室よりゲスト出演してもらった。西南学院大学のオンライン説明会(2024年6月26日(水)18:00~19:00)を開催したが、当日の参加者は0名となり、今後の開催方法の工夫を検討する必要がある(教学推進課主催の説明会日程を案内するなど)。

鹿児島大学法文学部で開催したオンライン説明会(2024年6月27日(木)18:30~19:30)には、鹿児島大学1名の参加に留まったが、参加者はこの2025年4月に入学している。また、大阪経済法科大学の個別のオンライン説明会(2024年6月23日(金)16:20~17:20)は、先方の意向により早くから準備を進めたが、当日の参加者が4名しか得られなかった。毎年度の出願者数が相対的に多い近隣の私立大学の法学部に対して、積年の課題である個別の説明会の開催を打診したところ、丁寧ながらも明確に断られて2025年度入学試験要項などの資料を送付することしかできなかった顛末などとも考え合わせると、近場の入試広報にも諸種の改善の余地がある。

2025年度入学試験要項などの資料は、前年度と同じく読売新聞社の法科大学院説明会に際して事前に送付していたほか、近畿大学法学部に80部を、大阪経済法科大学法学部に40部を、香川大学法学部と京都女子大学法学部に各25部を、それぞれ送付した。また、松山大学法学部と西南学院大学法学部には、個別オンライン説明会の開催に先立ち各25部を、鹿児島大学法文学部には同様に25部を、説明会を開催できなかった龍谷大学と熊本大学には各25部を、同じく開催できなかった北九州私立大学法学部には15部を、それぞれ送付した。学以外の資料送付先は、前年度と同様であるが、アガルート大阪ラウンジには50部を、LEC東京リーガルマインド大阪本部には25部を、辰巳法律研究所大阪本校にも25部を、それぞれ送付した。伊藤塾本部は配架不可になったとのことで送付を見送った。立命館大学法学部事務室には、2025年度入学試験要項150部と2025年度5年一貫型教育選抜入学試験要項100部を、それぞれ送付した。

学内外からの資料請求は、年間を通じて合計652件(本学ウェブサイトから495件+フロムページから73件+スタディサプリから84件)あった。朝日新聞と読売新聞のほか、スタディサプリの法科大学院冊子などに広告を出稿した。

なお、オンライン説明会の開催時などにも有効なツールとして活用されてきた法務研究科のウェブサイトには、入試特設ページ(<https://www.ritsumeit.ac.jp/lawschool/lp/>)もあり、と

定期的に点検、更新されている。

③ 合格者対象企画の実施状況

合格者ガイダンスについては、過年度より秋学期に 3 回実施してきたが、志願者数や入学者数が安定して推移していることから、2025 年 4 月入学入試の合格者を対象とする合格者ガイダンスは 2 回実施することとした。また、恒例の企画として 入学前プログラムの民事訴訟法と刑事訴訟法の学習会や刑法と民法と憲法の事前学習会を開催した。これらのうち民事訴訟法と刑事訴訟法の各 6 回の学習会は、その成功が履修免除試験の受験者や合格者の増加に直結した。

第 1 回目の合格者ガイダンスは朱雀キャンパス中川会館 202 号教室と 203 号教室を使用したほか、Zoom ミーティングも併用したハイブリッド開催時（2024 年 10 月 27 日（日）13:00～15:30）に、前期日程と中期日程と 5 年一貫型教育選抜の入学試験の合格者のうち 49 名（法学未修者コース 14 名＋法学既修者コース 35 名）の参加があった。

第 1 回合格者ガイダンスの後に、民事訴訟法や刑事訴訟法の学習会とは別に実施された民法の通信添削プログラムの第 1 回には 22 名が、第 2 回には 19 名が、それぞれ事前に指定された課題の答案を提出してくれた。ハイブリッド形態により開催されたスクーリング形式の学習会（2024 年 12 月 15 日（日）13:00～16:30）には 15 名（教室 7 名＋Zoom ミーティング 8 名）の出席があった。

第 2 回合格者ガイダンス（2025 年 3 月 2 日（日）14:00～16:30）は、過年度と同じく午前中に民事訴訟法と刑事訴訟法の履修免除試験が実施された日曜日の午後に、朱雀キャンパス中川会館の教室を会場にして開催され、47 名（法学未修者コース 9 名＋法学既修者コース 38 名）の参加があった。入学後に向けた準備を進めるとともに、新入生サポーターとの関係づくりの機会となった。以上の 2 回とも、過年度と同様に、司法試験に合格して弁護士や司法修習生になっている優秀な修了生の協力を得た。

履修免除試験と第 2 回合格者ガイダンスの後に開催された 法と刑法と憲法の 学前プログラム事前学習会は、過年度と同じ要領により司法試験予備試験論文式試験の近年の過去問などを取り扱う各科目 2 回ずつの入学前学習会が朱雀キャンパス中川会館 217 号教室と Zoom ミーティングを併用してハイブリッド開催され、原則として 1 週間前に設定されていた事前課題提出日までに提出された答案を担当教員が添削して個別に返却してから参加してもらい、そこで担当教員が解説するという進め方がプロトタイプにされた。各回の事前課題の答案提出件数と当の参加者数を記録しておく、法の第 1 回（2025 年 3 月 7 日（金）13:00 14:30）については 22 通が提出され、参加者は 19 名であった。刑法の第 1 回（2025 年 3 月 6 日（木）13:00 14:30）については 24 通が提出され、参加者は 21 名であった。憲法の第 1 回（2025 年 3 月 6 日（木）10:30 12:00）については 26 通が提出され、参加者数は 25 名であった。憲法の第 2 回（2025 年 3 月 17 日（月）13:00 14:30）については 18 通が提出されたが、参加者は 9 名に留まった。刑法の第 2 回（2025 年 3 月 14 日（金）13:00 14:30）については 18 通が提出され、参加者は 14 名であった。憲法の第 2 回（2025 年 3 月 14 日（金）10:30 12:00）については 20 通が提出され、参加者は 17 名であった。

このような機会は、単に合格者の答案指導という側面のみならず、法と刑法と憲法を担当する専任教員の各 1 名が 2025 年 4 月入学入試の合格者の学力や適性を 2024 年度中に翌年度の新入生の貴重なサンプルとして把握することができた点においても、入学後を見据えた入学前の最終盤の企画として、それ相応に有意義であった。

2. 入学定員管理

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とアドミッション・ポリシー〈入学者選抜の方針〉の文面には、上掲のとおり、「1 学年に法学未修者を 20 名程度、法学既修者を 50 名程度受け入れます」と記載されているが、2025 年度入学試験要項などには、法学未修者 20 名と法学既修者 50 名という募集人数が明記されている。2025 年 4 月入学入試が実施された成果として、法学未修者コース 20 名（募集人数 20 名の 100%）と法学既修者コース 63 名（募集人数

50名の126%)の合計83名(入学定員70名の約118.6%)の新入生を迎えることができた。前年度は、法学未修者コース19名(募集人数20名の95%)と法学既修者コース59名(募集人数50名の118%)の合計78名(入学定員70名の約111.4%)を受け入れることにより、3年連続の入学定員をオーバーする入学者数となった。

(参考) 最近10年間の入学者数の推移

年度	2025	2024	2023	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016
未修	20	19	24	16	12	8	13	11	2	13
既修	63	59	50	43	48	38	34	20	16	17
合計	83	78	74	59	60	46	47	31	18	30

日弁連法務研究財団は、現行の「法科大学院評価基準解説」(https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2022/04/kijun_kaisetsu_202204.pdf)により、第7分野「学習環境及び人的支援体制」の7-2「学生数(2)(入学者数)」の「入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと」という「評価基準」に「適合」しているためには、「入学者数が入学定員の110%以内であるか、110%以内とするための適切な努力がなされている」ということが必要であり、「入学者数が入学定員の110%を超えており、かつ110%以内とするための適切な努力もなされていない」という場合には「不適合」と評価されることになると解説している。あくまでも「認証評価」を受審する年度から遡る「過去3年間で見ても、入学者数が入学定員を大幅には上回っていないか」という視点により判定される仕組みであるので、単年度の超過が「不適合」判定に直結するわけではなく、直近では2022年度に受審しているため、次回受審が間近に控えているわけでもないが、今般の約118.6%という過大な入学定員超過の含意に留意しておく必要がある。

入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)やアドミッション・ポリシー(入学者選抜の方針)を改定する予定はなく、2025年9月入学入試を実施する予定もない。2025年4月入学入試の基本的な方針は、これまでどおり、5年一貫型教育選抜入学試験を除いて全日程の全方式を通算した競争倍率が2.0倍を下回ることなく、法学未修者と法学既修者の新入生の学力水準が厳正な入試の執行により無理なく担保されると見込まれる範囲において、立命館大学大学院学則第6条の表に定められている入学定員70名と2025年度入学試験要項に記載する法学未修者20名、法学既修者50名の募集人数の充足を追求することにある。そのためには、法曹コースの連携先でもある立命館大学法学部との密接な提携が必須であり、その充実に引き続き努める。

3. 法曹コース

立命館大学大学院法務研究科は、立命館大学法学部との間に、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)第6条第1項に基づく「法曹養成連携協定」を締結しており、2021年度より、この文部科学大臣の認定を受けている「法曹養成連携協定」に基づき、同条第3項第2号に定められている「連携法曹基礎課程を修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜」を、「文部科学省令で定めるところにより、連携法曹基礎課程における科目の単位の修得の状況を踏まえ、入学者の適性の適確な評価に配慮した公平な入学者選抜」として実施している。この「連携法曹基礎課程」に該当する立命館大学法学部の法曹コース「法曹進路プログラム」の修了生を新入生として受け入れるための2021年に初回が実施された5年一貫型教育選抜入学試験は、出願者と受験者は7名、合格者は5名であった。2022年では前回と同じく7名の出願があり、前年度と同様の「法曹進路プログラム」の成績状況と面接評価による判定の結果、うち6名が合格した。2023年では15名の出願者があり14名が受験して、9名が合格したが入学者は3名にとどまっている。2024年度では15名中9名を合格としたが、入学者は3名となった。

在学中受験者が増加する中で、法科大学院入学以前に相応の法学学習を終えてくることは合格への近道と考えられることから、法曹進路プログラムの充実とともに法学部から法務研究科へのシームレスな支援を通じて合格率向上に資することが必要であろう。

VI 学習・進路就職支援

1. 学習支援

昨年度から今年度に切り替わるのを待つことなく開始したオリエンテーションの期間（2025年3月31日～4月3日）に、83名の新入生に対して、学籍・学修生活ガイダンス、ハラスメント研修、カリキュラム・履修の進め方ガイダンスを実施したほか、新入生歓迎式典やクラス担任、副担任が主催するクラス懇談会の初会合などを実施した。また、オリエンテーションの期間の最終日には、エクステンションセンターによる司法試験対策ガイダンスが実施され、新入生サポート制度も初回のグループ懇談会により始動した。

クラス担任や副担任による個人面談は、今年度の春学期と秋学期にも1回ずつ実施された。また、法学既修者コースの新入生には、入学直後の春学期の前半期にフォロー・アップ面談も実施された。これらを通じて、すべての学生に対する個別の履修指導が進められ、課外講座の利用の実態なども含めて、それぞれの学修の状況が担任や副担任により教授会に報告された。フォロー・アップ面談を通じては、入学試験の憲法、民法、商法、刑法の得点も振り返りながら得意科目や苦手科目を自覚してもらい、国家試験の受験に向けて能率的、系統的に履修してもらうのに必要な助言などが与えられた。

すべての専任教員が週に1授業時間（90分間）以上のオフィス・アワーを設定して、基本的には事前に予約した学生の個別質問や学修相談に対応する体制は、今年度も構築され、つつがなく運用された。正課授業の時間割の都合により、別の専任教員の担当科目と競合する時間帯に設定されていた場合もあり、個人研究室を訪問して質問をしようとする学生に不都合が生じてしまう場合もあったが、学生の希望に応じて既定のオフィス・アワーとは別の日時に迎えるなどの臨機応変の対応により、そのような不都合が実質的に解消された場合もあった。

各学期の授業懇談会は、それぞれ2回の法務研究科大学院生協議会との事務折衝において申し合わせられた要領により実施された。今年度の春学期は、6月4日（火）第3時限の時間帯に法学未修者コース1年次の学生との懇談会が対面形式により実施され、第4時限の時間帯に法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次の学生との懇談会がハイブリッド方式（Zoomミーティング併用）により実施された。今年度の秋学期は、12月3日（火）第2時限の時間帯に法学未修者コース1年次の学生との懇談会が対面形式により実施され、第3時限の時間帯に法学未修者コース2年次、法学既修者コース1年次の学生との懇談会がハイブリッド方式（Zoomミーティング併用）により実施された。いずれも大学院生協議会による授業科目別の独自アンケートの集計結果を基礎資料として濃密な意見交換の場となり、とくに春学期には法曹を目指す学生に基礎を修得してもらう授業科目の配置の含意などについても理解を深めてもらう機会にすることができた。

2. 進路就職支援

司法試験法（昭和24年法律第140号）第4条第1項第1号に定められているとおり、「法科大学院の課程を修了した者」は、「その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間」について、司法試験の受験資格を有する。この国家試験は、同法第7条に「毎年一回以上行う」と定められているが、実際には毎年1回限りの実施であるから、立命館大学大学院法務研究科の修了生に相応しく「21世紀地球市民法曹」を目指して司法試験を受験して修了後のキャリアパスを切り拓く場合にも、受験のチャンスは5回である。これが主要なキャリアパスであることは、法務研究科が開設され、その最初の修了生が世に送り出されて以来まったく変わらないが、

昨年度の教学総括の本欄にも記載されていたとおり、これとは別のキャリアパスを切り拓き修了生も少なくないことから、法務研究科としては、修了後に司法試験を受験して5年以内の合格後に「21世紀地球市民法曹」となるキャリアパスばかりでなく、別種のキャリアパスを開拓しようとする学生の要望にも応答する制度を構築して運用してきた。

本年度もパーソルエクセルHRパートナーズ株式会社（大阪府大阪市中央区城見2-1-61）への業務委託により、各種ガイダンスのほか、とりわけ同社の専門相談員によるカウンセリングの機会を提供するという方針を維持してきたのは、修了後に司法試験を受験しない場合や受験して合格しない場合にも法務研究科における履修の成果を別種のキャリアパスの形成に活用することを効果的に支援するためである。「21世紀地球市民法曹」以外のキャリアパスには、国家公務員や地方公務員の採用試験を受験したり、民間の企業や団体に就職したりすることにより開拓するものがある。また、司法試験に合格して「21世紀地球市民法曹」の道に進む修了生が法律事務所への就職活動について支援を必要とすることもあり、このようなニーズにも対応することを今年度の方針としてきた。今年度も事前に予約していなくても、また、オンラインでも、なるべくカウンセリングが受けられるようにした。

専門相談員1名の勤務によるカウンセリングの機会は、原則として毎週火曜日10:30~17:30に、キャリアサポートルーム（朱雀キャンパス中川会館2階）において提供され、事前に予約をしていない修了生や在学生在がキャリアサポートルームに来室した場合でも、利用時間枠が空いている場合にはカウンセリングが実施されたほか、必要に応じてはオンラインによるカウンセリングも実施された。

カウンセリングの利用者数は、4月9日、23日に小計4名、5月7日、14日、21日に小計4名、6月4日、11日、18日、7月2日、9日、16日に小計2名、8月6日、9月3日、10日、24日に小計7名、10月1日、8日、22日に小計1名、11月5日、11月19日、11月26日に小計3名、12月3日、10日、17日に小計9名、1月14日、21日に小計5名、2月18日、25日、3月11日、3月18日、3月25日に小計4名であった。複数回の利用者も少なくなく、いずれも延べ人数であるが、これらを合計すると39名の相談があった。昨年度の教学総括には2024年3月中までに延べ58名の相談があったと記録されており、2021年度の35名、2022年度の50名から増加したことが記載されているが、今年度の利用者数は減少する結果となった。設定した予約枠(1日あたり4回設定)に対して33.1%と前年度の39.2%と比較して下回っている。課題としては、一定数のリピート利用者がいる一方で利用者に偏りがあること、4月~7月の利用実績が非常に少ないことが挙げられる。在學生・法務専修生の利用率の向上について引き続き検討することとしたい。

キャリアガイダンスに関しては、専門相談員による以下のガイダンス・セミナーを実施し、法科大学院に関する多様なキャリアについての情報提供を行った。このうちキャリアセミナーについては、公務員や企業法務で活躍している修了生や企業の法務部門採用責任者にもご参加いただき実施した。実施状況を下記に記載する。

- ・【新入生】「キャリアガイダンス（就職活動の意識づけ、進路の選択肢）」（4月4日開催）
- ・【在學生・法務専修生】「キャリアガイダンス（就職活動、公務員試験、民間就職について）」（4月4日開催）：5名申込（オンライン）
- ・【院生・法務専修生・法学部生】「キャリアセミナー（公務員試験）」（9月10日開催） 修了生参加：10名申込（対面3名、オンライン7）
- ・【院生・法務専修生・法学部生】「キャリアセミナー（企業法務）」（10月22日開催） 修了生参加：15名申込（オンライン15）
- ・【院生・法務専修生・法学部生】「キャリアセミナー（企業法務）」（11月5日開催）採用責任者参加：14名申込（対面5名、オンライン9）

以上のような実態や実績を把握するために、今年度も昨年度までと同様に原則として月例の

オンライン・ミーティング（一部対面で開催）を計7回、具体的には2024年4月23日、5月21日、7月2日、8月6日、12月3日、2025年1月21日、3月11日に開催して、これら火曜日の正午開始のミーティングには、パーソルエクセルHRパートナーズ株式会社の委託業務担当者と実際にカウンセリングを担当してきてくれた専門相談員、朱雀独立研究科事務室とエクステンションセンターの専任職員のほか、法務研究科副研究科長（学生担当）が出席した。各種キャリアパス確保支援企画の進捗状況について同社より業務報告を受け、とりわけ専門相談員によるカウンセリングの利用状況について利用者の顔ぶれや相談内容を主題として意見交換するなどした。このようなバックヤードの取り組みも引き続き進めていく必要があるという前向きな評価が、今年度の実態や実績により期待されている。

これまで業務委託契約により実施してきたキャリアパス形成支援は、2022年度に受審した日弁連法務研究財団による認証評価の現地調査（2022年10月3日～5日）においても、本学の法科大学院の特筆すべき強みとして評価されており、法科大学院在学中の司法試験の受験が可能となった2024年度以降は、これにともないカウンセリングなどの利用が増大すると見込まれる在学生に対しても、修了生に対しても、引き続き各種支援策を案内して利用を奨励している。

Ⅶ 教育支援体制

立命館大学大学院法務研究科の教学や学生支援など、主要な業務の全般は、過年度より変わることなく朱雀独立研究科事務室に配置されている「事務職員」（学校教育法第92条第1項）により大きく支えられている。かつては大学院法学研究科の博士課程後期課程の学生が法務研究科の教育活動を補助するTAとして法務研究科の学生から寄せられる質疑に対して授業時間外に応答してくれたり、授業時間中に実施される小テストの採点を補助してくれたりしていたが、近年はTAの採用実績がなく、今年度も法務研究科の教育支援体制として機能することがなかった。

次年度以降についても、TA制度の再稼働が具体的に予定されているわけではないが、この制度の廃止が予定されているわけでもない。朱雀独立研究科事務室を統括している事務長と法務研究科担当の「事務職員」の体制が、法科大学院の「教授会」（学校教育法第93条第1項）のほか、各種委員会の議決事項の執行など、広義の教学の全般を効率的かつ効果的に支援してくれている現状は、次年度以降も大きく変わることがないと見込まれている。

Ⅷ 法務研究科の運営について

法務研究科運営上および教学上の重要事項を審議決定するため、長期休暇中を除いて、概ね隔週で法科大学院教授会を開催している。2024年度においては、春学期に11回、秋学期に11回、合計22回の教授会を開催した。

IX 2024 年度研究業績

教員名	種別	概要			
		名称	単著 共著	発行/ 発表年	発行所・発表雑誌等
植松真生	論文	「タイ王国における民商法への「同性婚」の導入と国際私法上の課題」	単著	2025 年 3 月	立命館法学 417・418 号 (25-44 頁)
北村和生	著書	『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 2024 年度』	共著	2024 年 6 月	第一法規 (190-196 頁、205-210 頁 (交告尚史と共同執筆)、242-260 頁 (田村達久と共同執筆)、261-270 頁)
倉田玲	論文	「自由という名の憲法問題」	単著	2025 年 3 月	立命館法学 417・418 号 (67~89 頁)
坂田隆介	論文	「立憲的政治経済学の可能性 (1)」	単著	2024 年 6 月	立命館法学 413 号 (1-35 頁)
平野哲郎	論文	「最高裁判所における弁論の透明化・活性化・実質化」	単著	2024 年 12 月	立命館法学 415 号 (173-220 頁)
	その他	「インプラント手術において、担当歯科医師に術前検査を怠った過失があると認められた事例」	単著	2024 年 7 月	医事法研究 9 号 (179-188 頁)
渕野貴生	著書	『勾留理由開示を活かす—勾留理由開示の理論と実務』	共編著	2025 年 3 月	現代人文社 「第 2 章 勾留理由開示の理念」(58~76 頁) 戸館圭之 (編集代表)・斎藤司・津金貴康・渕野貴生・水谷恭史・水野智幸編著
	論文	「差し押さえた証拠物の他事件への流用と令状主義」	単著	2024 年 5 月	『渡辺修先生古稀祝賀論文集 刑事司法の理論と実践』(現代人文社) (19~37 頁) 宇藤崇=笹倉香奈=辻本典央=堀江慎司=松田岳士編
	論文	「入口支援にみる刑事司法と福祉の協働と緊張」	単著	2024 年 7 月	季刊刑事弁護 119 号 (12~18 頁)
	論文	「刑事手続 IT 化立法案の問題性格」	単著	2024 年 7 月	季刊刑事弁護 119 号 (78~85 頁)
	論文	「刑事司法」	単著	2025 年 1 月	日本ソーシャルワーク教育学校連盟編『最新社会福祉士養成講座・精神保健福祉士養成講座 10 刑事司法と福祉 [第 2 版]』(中央法規出版) (65~84 頁)
松岡久和	著書	『判例講義 民法 I 総則・物権 [第 3 版]』	共著	2024 年 5 月	勁草書房 (123-130 頁) 全巻を佐久間毅と共同企画・編集。

	著書	ハイン・ケッツ『ヨーロッパ契約法〔第2版〕』	共同監訳	2024年8月	法律文化社 (467-565頁の翻訳、25-63頁の校正、567-587頁の索引の作成・編集) 4名で共同監訳。
	著書	『法律学小辞典〔第6版〕』	共著	2025年1月	有斐閣 (全1458頁中55項目を分担執筆。)
	著書	『ヨーロッパ私法・消費者法の現代的課題と日本法』	共編	2025年2月	日本評論社(全474頁共同編集)
	その他	デイリー六法〔令和7年版〕	共著	2024年10月	三省堂 (民法(総則・物権・親族)と関連法、索引を分担編修)
湊二郎	論文	ドイツにおける建設計画法上の第三者保護の現状	単著	2024年12月	立命館法学415号(1~36頁)
	その他	「学界展望 行政法」	共著	2024年10月	公法研究, 有斐閣 85号, 執筆担当(298~307頁)
山口直也	論文	「米国家庭裁判所がわが国に与えた影響」	単著	2024年11月	法と民主主義593号(10-12頁)
	論文	「脳死・脳死判定に関する一考察」	単著	2025年3月	立命館法学417・418号(335-360頁)
	その他	「保護処分不取消決定に対する抗告の可否」	単著	2024年11月	『少年法判例百選〔第2版〕』158-159頁
和田真一	著書	椿寿夫=松本恒雄監修・和田真一ほか著『コンシェルジュ民法債権法Ⅱ〔契約各論・不法行為等〕』	共著	2024年4月	北大路書房 (1~4頁、112~148頁)
	著書	鎌田薫=窪田充見=水野謙編『新基本法コンメンタール債権3』	共著	2024年8月	日本評論社 (124-133、153-158頁)
	論文	店舗、施設等での転倒事故防止義務	単著	2025年3月	立命館法学417・418号(456-479頁)
小田幸児	論文	書評『取調べの可視化 その理論と実践—刑事司法の歴史的転換点を超えて—』	単著	2024年10月	『月刊大阪弁護士会』2024年10月号 (50~51頁)

以上